

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時 平成28年2月10日（水）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

太田宜邦（地），大矢奈美（家），葛西 聡（地），金井一晃（地家），草野真人（地家），佐藤恵子（地家），竹中孝（家），田中一彦（地），田中眞紀子（地），田中幸大（家），沼田桃子（家），宮田和歌子（家），吉田稔（地家）

(2) 説明者

小野和夫地裁事務局長，田川二照家裁事務局長，岸浪宏治地裁事務局次長，近野太家裁総務課長，相馬淳家裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 草野所長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

草野真人，竹中孝

(4) 委員長選出

地方裁判所委員会規則第6条第1項及び家庭裁判所委員会規則第6条第1項に定める委員の互選により，草野委員が地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の委員長に選任された。

(5) 協議テーマ

裁判所の広報について～法廷見学を中心に～

(6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

意見交換に先立ち，前回委員会において家事調停における同席説明の実施率を向上させる方策について出された意見を踏まえた裁判所の取組を説明し

た。

裁判所の広報について

- 裁判所の広報について、配布資料を引用しながら、裁判所が広報を行う目的、広報行事の実施状況、現状の課題、一般成人を対象とした法廷見学の状況等を説明した。
- ◎ 新聞、市町村広報誌やウェブサイトで、裁判所の広報を見たことはあるか。
- 広報行事がある際は、裁判所からお知らせが入るので、所属団体から毎回10人程度参加している。
- 青森市の広報誌への裁判所の広報行事記事を掲載する時期は決まっているのか。
- 各広報行事の内容が決まり次第、各市町村宛てに掲載依頼を行っているので、あらかじめ掲載時期が決まっているわけではない。
- 憲法週間行事や法の日週間行事を開催しているとのことであるが、憲法週間は5月と予想はつくが、法の日週間と言われてもピンとこない。広報行事の内容が決まった都度掲載するのではなく、ある程度定例化して掲載すれば効果が上がるのではないか。
- 年間広報行事計画を前もって掲載すれば効果的かもしれないが、そのためには年間の広報行事のテーマや内容を決めておく必要がある。当庁の場合、各広報行事の実施時期は決まっているが、内容はその都度検討しているところであるので、年間計画のような広報は難しいところがある。
- ◎ 裁判所のウェブサイトを見たことがある方もいると思うが、感想はどうか。
- 仕事上の情報が必要な場合に見ることはある。ある官庁のウェブサイトも見ることあるが、そこよりは情報が整理されていて見やすいと感じる。
- 仕事上、相談者に情報を提供する際に、できるだけ正確な情報を提供することを目的として裁判所のウェブサイトを見ることがある。以前に比べると、情報が丁寧に整理され、見やすくなったと感じる。

- ◎ 広報の媒体として他に考えられるものはあるか。
- 他の媒体ということではないが、子供が小学生の頃、裁判所に見学に来たことがあり、法壇に座ったり法服を着たりして喜んでいたら、中でも金属探知機の実演が一番盛り上がっていた。このように、実際に見学に来てみれば楽しいと思うが、ウェブサイトの見学案内を見ても行く気にならないのではないか。例えば、「裁判長席に座ってみませんか」等のキャッチコピーがあればよいのではないか。また、実際の見学の際に、裁判長席に座っている場面や、法服を着ている場面の写真を撮って、ウェブサイトに掲載して、「見学に行けばこんなこともできるのか」といったことが分かれば反響が大きいのではないか。

- ◎ 係から裁判所が広報を行う目的について説明があったが、裁判所が広報を行う必要性について質問はあるか。
- 司法書士会が広報を行う目的は、司法書士の知名度の向上や、司法書士の仕事を増やしたいということである。今回のテーマが「裁判所の広報について」と聞いて、裁判所が広報を行う目的を考えてみたが、どんどん事件を申し立ててもらって仕事を増やすことでもないだろうし、分かりかねていた。

広報行事に参加する人は時間をかけて参加することになるので、参加することのメリットも考える必要がある。物品を配るとか食事を提供するというわけにはいかないであろうから、娯楽性やエンターテインメント性があれば人が集まるのではないか。ただし、広報の効果という点で考えると、単に人数が集まればいいということではなく、どれだけ情報が伝わるかということが重要である。

- 裁判所が広報活動を行う目的として、市民がトラブル解決の場所として裁判所を身近に感じて利用してもらうことを広める意味もあると思う。

夫婦間のトラブルの場合は、私的な問題ということで、できるだけ身内の間で解決しようとすることが多いが、この場合、力の弱い者がいろいろなことにたけていたり、スキルを持った力の強い者の言いなりになり、不

利な解決に至るケースが多いように感じる。裁判所は弱い立場の人が不利にならないような解決を図る場として貴重であることを分かってもらい、裁判所を身近に感じてもらうことも重要なことだと思う。

- 国民の生活に寄り添うという意味で、国民が困った時は、いつでも気軽にといった身近な存在であることを知らせる目的があると思う。
- 一般の方にとって、裁判所は近寄り難く敷居が高い存在であると思うが、裁判所にはトラブル解決につながる様々な制度があることを知ってもらえるとよい。

また、小学生には子供の頃から裁判所に馴染んでもらうこと、中高生には職業選択の幅が広がることも考えられるので、もっと小学校、中学校、高校には積極的に広報をしてもよいのではないか。

- ◎ 次に、委員の皆様が所属している企業や団体でどのような広報活動を行っているか紹介していただきたい。
- 大学では、高校を中心に出前講座を行っているが、高校から要望があつて行く場合や、学生の出身校に年2回訪問する機会があり、その際に、「こんなこともやっていますよ」といったメニューを紹介している。

ウェブページに過去の模擬講義や出前講座の実績と、内容のアレンジや所要時間も要望に応じることができることを掲載しているほか、高校生が見学に来た際は、了解を得た上で見学の様子の写真を撮影して掲載している。

ウェブページでは文字ばかりではなく画像による情報発信をすることによって、雰囲気を知ってもらい、「そんなにハードルが高くない」ということや、「広報行事は気軽に参加できる」ということが相手に伝わるような情報発信の仕方をすればいいのではないか。

- テレビ局としての広報は見学が主なものとなるが、申込みがあればできるだけ受け入れるようにしている。見学の内容は希望を聞いて対応しているが、見学の際はスタジオでアナウンサーやキャスターと一緒に記念撮影し、これをウェブページに掲載して、「皆さんも体験してみませんか」と

いった情報発信をしている。

- 検察庁の広報は、対象者や内容が裁判所の広報に近いと考える。

宣伝活動として、ウェブページへの掲載のほか、県内の教育委員会宛てに文書を送付したり、訪問するなどの方法で協力依頼をしている。対象者は小中高校から大学までの生徒等のほかに社会科の教員が多い。内容も裁判所とほぼ同じであるが、検察庁独自のコンテンツとして、青森以外の例ではあるが、模擬取調べというものもある。

- 弁護士会の広報の目的は、国民の皆様にとって弁護士はハードルが高いと思われているところもあるので、相談に行っても高額な料金を請求されるわけでもなく、無料相談を行っているところもたくさんあるといった情報を周知し、ハードルを下げるために行っている。バスの車体の横に広告を掲載したり、ウェブページ上で各弁護士の取扱分野の紹介もしているが、効果を測りかねている。また、裁判所と同様に、市の広報誌の宣伝効果が高いという認識は持っており、無料法律相談の計画を早めに立てて掲載依頼を検討しているところである。

- 病院では裁判所のような広報活動は行っていないが、県からの委託を受けて高齢者が集うサロンを公共施設において運営している。毎日、午後1時から3時まではイベントの時間となっており、様々な団体が広報活動を行っている。参加者は高齢者ではあるが、裁判所の出前講義も難しい内容でなければ受入れ可能なのではないか。

(7) 次回開催期日及びテーマ

平成28年7月13日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会